

平成 16 年 12 月 16 日
財務・人事戦略企画会議

教務職員の取り扱いについて（案）

法人化後の教務職員の取扱い等については、法人化前に法人化推進本部第一部会において各部局長へのアンケート調査を実施する等種々検討されてきたが、部局によって教務職員ポストの運用が異なる等の事情により決定まで至らず、法人化後に引き続き検討することとされ、その後引き続き人事戦略企画室において検討を重ねてきた結果、以下のとおりとすることが適当であるとの結論に達し提案するものである。

1. 基本方針

- (1) 教務職員は、平成 17 年 4 月 1 日に廃止する。
- (2) 平成 17 年 4 月 1 日在職予定の教務職員は、助手又は技術職員に振り替える。
- (3) 助手に振り替える場合は、2 の資格基準をいずれも満たすことを条件とする。
(なお、その者の同意を得て、任期を付すことができる。)
- (4) 振替後の本給の級号俸は、振替前（教務職員）の本給月額と同額又は直近上位となる振替後の職種の本給表の対応級号俸とする。

2. 助手振替の場合の資格基準

- (1) 学位を有する者、あるいはそれに準ずる能力を有すると認められる者。
- (2) 実質的に教育研究を担当している者、又はその能力を有し助手振替後に担当することとなる者

3. 助手振替の場合の選考方法等

- (1) 各部局において当該者の教育研究実績等を評価し、資格基準を満たすと判断した場合に部局長から総長に申請する。
- (2) 総長は、部局長からの申請に基づき、役員会における審議を経て承認する。

4. 予算措置

- (1) 人件費の積算上は「その他職員」とし、助手に振り替えた場合は当該部局の教員人件費に含めて配分する。
- (2) 助手への振替によって生じる財政的負担（研究費を含む。）は、原則として当該部局が負うものとする。

5. 振替後の当該ポストの取扱い

- (1) 助手に振り替えた場合は、平成 18 年度以降の教員人件費からの中央枠抛出の対象（母数）とする。
- (2) 技術職員に振り替えた場合は、（定員）削減の対象とする。
- (3) 技術職員に振り替えた職員が退職した後のポストを助手とするか技術職員とするかについては、1 回に限り、当該部局長の判断により決定する。その場合の予算措置は 4 の取扱いによる。